

## 1 議事日程（初日）

〔平成20年太宰府市議会第1回（3月）定例会〕

平成20年2月27日

午前10時開議

於議事室

- |       |                                                           |
|-------|-----------------------------------------------------------|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                                |
| 日程第2  | 会期の決定                                                     |
| 日程第3  | 諸般の報告                                                     |
| 日程第4  | 施政方針                                                      |
| 日程第5  | 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                            |
| 日程第6  | 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号））        |
| 日程第7  | 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算（専決第1号））     |
| 日程第8  | 議案第3号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて                 |
| 日程第9  | 議案第4号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて                         |
| 日程第10 | 議案第5号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて                         |
| 日程第11 | 議案第6号 財産の取得（史跡地）について                                      |
| 日程第12 | 議案第7号 字の区域の変更について                                         |
| 日程第13 | 議案第8号 市道路線の認定について                                         |
| 日程第14 | 議案第9号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について                            |
| 日程第15 | 議案第10号 太宰府市と筑紫野市との間の学齢児童・生徒の教育事務委託に関する規約の全部を改正する規約の制定について |
| 日程第16 | 議案第11号 太宰府市教育委員会委員定数条例の制定について                             |
| 日程第17 | 議案第12号 太宰府市後期高齢者医療に関する条例の制定について                           |
| 日程第18 | 議案第13号 太宰府市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について                      |
| 日程第19 | 議案第14号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について                 |
| 日程第20 | 議案第15号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について             |
| 日程第21 | 議案第16号 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について                |
| 日程第22 | 議案第17号 太宰府市各種学校等奨学金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について           |

- 日程第23 議案第18号 太宰府市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第19号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第20号 太宰府市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第21号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第22号 太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第23号 太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第24号 太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第25号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第26号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第27号 太宰府市同和对策審議会条例を廃止する条例について
- 日程第33 議案第28号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第34 議案第29号 平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第35 議案第30号 平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第36 議案第31号 平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第37 議案第32号 平成19年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第38 議案第33号 平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第39 議案第34号 平成20年度太宰府市一般会計予算について
- 日程第40 議案第35号 平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第41 議案第36号 平成20年度太宰府市老人保健特別会計予算について
- 日程第42 議案第37号 平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第43 議案第38号 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について
- 日程第44 議案第39号 平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第45 議案第40号 平成20年度太宰府市水道事業会計予算について
- 日程第46 議案第41号 平成20年度太宰府市下水道事業会計予算について

## 2 出席議員は次のとおりである（20名）

- |    |       |    |     |      |    |
|----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 原田久美子 | 議員 | 2番  | 藤井雅之 | 議員 |
| 3番 | 長谷川公成 | 議員 | 4番  | 渡邊美穂 | 議員 |
| 5番 | 後藤邦晴  | 議員 | 6番  | 力丸義行 | 議員 |
| 7番 | 橋本健   | 議員 | 8番  | 中林宗樹 | 議員 |
| 9番 | 門田直樹  | 議員 | 10番 | 小柳道枝 | 議員 |

11番 安部 啓治 議員  
13番 清水 章一 議員  
15番 佐伯 修 議員  
17番 田川 武茂 議員  
19番 武藤 哲志 議員

12番 大田 勝義 議員  
14番 安部 陽 議員  
16番 村山 弘行 議員  
18番 福廣 和美 議員  
20番 不老 光幸 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

11番 安部 啓治 議員

12番 大田 勝義 議員

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長 井上 保廣  
教育長 關 敏治  
協働のまち  
推進担当部長 三笠 哲生  
健康福祉部長 松永 栄人  
建設経済部長 富田 讓  
教育部長 松田 幸夫  
総務・情報課長 木村 甚治  
市民課長 武藤 三郎  
都市計画課長 神原 稔  
教務課長 井上 和雄

副市長 平島 鉄信  
総務部長 石橋 正直  
市民生活部長 関岡 勉  
子育て支援  
担当部長 村尾 昭子  
会計管理者併  
上下水道部長 古川 泰博  
監査委員事務局長 木村 洋  
経営企画課長 今泉 憲治  
福祉課長 新納 照文  
上下水道課長 宮原 勝美

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 白石 純一  
書記 伊藤 剛  
書記 花田 敏浩

議事課長 田中 利雄  
書記 浅井 武

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名です。

定足数に達しておりますので、平成20年太宰府市議会第1回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、

11番、安部啓治議員

12番、大田勝義議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（不老光幸議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月21日までの24日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月21日までの24日間に決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（不老光幸議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思えます。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 施政方針

○議長（不老光幸議員） 日程第4、「施政方針」に入ります。

市長の施政方針を受けることにいたします。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成20年第1回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位にご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

この定例会は、平成20年度の市政の根幹となります予算案を初め、主要施策並びに条例案をご審議いただく重要な議会でございます。

議案提案に先立ちまして、今後の市政運営に臨みます私の所信の一端をご説明申し上げ、市民の皆様や議員各位のご理解とご支援を心からお願い申し上げる次第でございます。

昨年4月、市民の皆様から負託を受け市長に就任以来、早いもので1年になろうとしております。選挙の際にいただきました市民の皆様のお熱い思い、選挙で掲げましたマニフェストの重み、そうしたことを常に胸に抱きながら、これまでマニフェストに掲げました項目を初め、市が抱えております課題につきましても誠心誠意取り組み、市政運営に当たってまいりました。

その結果といたしまして、マニフェストにお約束いたしました項目につきましては、行政施策の迅速な意思決定を図り、横断的で柔軟かつ機動的な組織といたしますために、昨年10月1日に実施いたしました行政組織機構改革を初め、保育所保育料につきまして、同一世帯の3人目からの無料化によります子育て支援、重度障害者福祉手当の創設、安全・安心な教育環境の整備の一環となります小中学校校舎の耐震診断及び児童・生徒増に対応いたしましたプレハブ教室の建設、市民の皆様の意見を積極的に聞きするとともに、そのプロセスを公表し、市政に市民の声を反映する仕組みといたしまして、パブリック・コメント制度の導入、市民の皆様のスポーツ活動や文化活動などを総合的に支援いたします市施設使用料の減免制度の復活など着実に実行することができました。これも市民の皆様、議員各位のご協力のたまものございまして、改めて御礼を申し上げたいと思います。

私は、市民の皆様の信頼を得ることを第一義といたしまして、太宰府市の市政発展のために、さらに市民の皆様とお約束をいたしましたマニフェストを実施するために、「まちづくりに“仁”のぬくもりを」「市民との協働のまちづくり」を行政運営の基本姿勢に据えまして、これからも実践、行動してまいりたいと思っております。

そして、「市役所はサービス産業」であるという認識のもとに、小さな行政で大きなサービスを目指しまして、行政のあらゆる領域に「“仁”のぬくもり」、すなわち温かな目配りあるいは市民の力や地域力を引き出せるように現場主義を徹底し、私はもちろん、職員一人一人が市民の皆様の暮らしの現場に出向き、市民の皆さんとともに語り、ともに考え、ともに行動するというプロセスを大事にしながら、市民の声をお聞きし、市政に反映できるよう全力を傾

注してまいる所存でございます。

日本経済は、平成20年度におきまして、平成19年度に引き続き、企業部門の好調さが持続するとともに、これが家計部門に波及し、民間需要中心の経済成長が実現することが期待されておりますけれども、サブプライム住宅ローン問題を背景とする金融資本市場の変動でありますとか、あるいはアメリカ経済の動向、原油価格の高騰などが内外経済に与える影響につきましては注視すべき状況にごさしまして、九州では企業の設備投資、個人消費も全国より低調となるとの見方が示されております。

このような中、国におけますところの平成20年度の予算は、安定した経済成長と改革の推進を図るために歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算と位置づけられておきまして、歳出全般にわたりまして、これまで行ってきた歳出改革の努力を緩めることなく、国、地方を通じ最大限の削減を行うとともに、「希望と安心の国」の実現のため、予算の重点化・効率化を行うこととされております。

平成20年度の一般会計の政府予算案は、平成19年度当初予算比0.2%の増の83兆613億円となり、地方財政計画の規模は、7年ぶりに0.3%増となります83兆4,014億円と、地方財政に配慮するものとなりましたものの、地方にとりましては依然として大変厳しい状況が続いております。

あわせて、政府予算におきましては、道路特定財源の暫定税率について論議がなされておきまして、本市にとりましては道路整備を進めるための必要不可欠な財源であることから、制度を維持されるよう要請活動を行ったところでもあります。

また、地方財政につきましては、財政健全化に向けました「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」「経済財政改革の基本方針2007」に沿って、国の取り組みと歩調を合わせまして、人件費、投資的な経費、一般行政経費の各分野にわたりまして、厳しい抑制を図ることが求められているところでございます。

このような状況の中で、本市の平成20年度の予算編成に当たりましては、先ほど申し上げました「まちづくりに“仁”のぬくもりを」「市民との協働のまちづくり」の基本姿勢のもとに、マニフェストの実現を図ることを最優先課題といたしまして、メリハリのある予算編成といたしました。ハード事業からソフト事業に軸足を移しつつ、限られた財源を重点施策に配分いたしますために、施策別枠配分をもとに経費につきまして精査を行いまして、一般会計におきましては、実質的当初予算であります平成19年度6月補正後の予算対比で2.9%減の182億299万3,000円を予算として計上いたしております。

それでは、平成20年度におけますところの市政運営の主要な施策につきまして、マニフェストと第四次総合計画後期基本計画の大綱に沿って概要をご説明申し上げます。

市民の皆様方にお約束をいたしましたマニフェストの5つの政策を最重要課題と位置づけまして、また総合計画に掲げました5つの目標を柱として、施策や事業を総合的に展開することによりまして、あらゆる領域におきまして、本市ならではの地域資源を活用しながら、個性と

活力にあふれる「歴史とみどり豊かな文化のまち」の実現に向けまして、全力を注いでまいります。

まず、私が市政推進のためにマニフェストに掲げました5つの政策からでございます。

第1点の「太宰府を第2の夕張にしない」、簡素で効率的な市政運営の推進についてでございます。

財政の健全性の確保はもとより、簡素で効率的な市政運営を行うことは、地方自治の重要な経営課題でございます。

まず、その指標となります経常収支比率についてでございます。

本市においては、税制や地方交付税制度の改革によりまして、経常一般財源が低迷する一方、歳出におけます扶助費、公債費等の義務的経費でありますとか、あるいは一般行政経費の増加によりまして、平成18年度決算におけます経常収支比率は100.9%となっております。経常収支比率を平成20年度決算におきましても、98%以下を目標といたしまして、財政の柔軟性を回復するため、さらなる歳入増と歳出削減を図りながら、身の丈に合った行財政運営に向けて取り組みを継続してまいります。

歳入につきましては、近年の市街地整備によります固定資産税の伸びが見込まれますけれども、さらに滞在型観光への誘導によります産業と観光の振興、広告収入等の検討でありますとか、あるいは未利用の市有地の有効活用、また民間団体でありますとか、あるいは意欲ある市民の方々に歳入増についてのご提言もいただく「もっと元気に・がんばる太宰府応援団」の継続設置など、行政のあらゆる領域におきまして、歳入増に努めてまいりたいと思っております。

また、歳出面につきましても、事務事業の統廃合を含めた見直し、あるいは経常経費の徹底した削減を行いますとともに、民間委託の推進、補助金の整理合理化、職員不補充を原則とした人件費の削減、市債発行の抑制によりますところの公債費の減少、並びに公債費の繰上償還など、限られた資源を有効に活用することを基本に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に定められております実質赤字比率などにも注視しながら、健全財政への確保へ取り組んでまいりたいと思っております。

次に、市長給料の10%の削減についてでございます。

厳しい財政状況を乗り切りますために、その第一歩として市長就任以来、市長の給料を10%減額し、また副市長及び教育長の給料につきましても5%減額をいたしてまいりました。私みずからが市民の皆様を初め、職員に対して率先垂範するという観点からも、これを継続してまいりたいと思っております。

次に、簡素で機動的な組織に改めることについてでございます。

行政組織機構の改革につきましては、昨年10月に実施をいたしましたけれども、組織は人なりと言われるように、組織改革で最も重要なことは職員の意識改革でございます。このため、「評論家でなく、実践家たれ！」を基本コンセプトとする「人材育成基本方針」に基づき

まして、職員の意欲を高める仕掛けづくりでありますとか、研修の機会を通じて職員の能力の向上を図るなど、なお一層人材の育成に努めてまいります。

次に、市役所の開庁時間の延長及び休日の開庁についてでございます。

質の高い市民サービス、窓口業務を目指して、休日の開庁の試行を開始いたしました。今後の本格導入に向けまして、休日の開庁効果などを把握してまいりたいと思っております。また、繁忙期におけますところの開庁時間の延長につきましても、検討を継続してまいりたいと思っております。

次に、「歴史と文化の環境税」についてでございます。

この「歴史と文化の環境税」につきましては、歴史や文化を生かし、環境に優しいまちづくりを図りますために、平成15年5月に導入したものでございます。税の導入後、平成18年度決算までの税収を積み上げますと約1億6,000万円、また平成19年度の決算では、単年度で約6,800万円の歳入が見込まれ、今後もまちづくりのための貴重な財源としてぜひとも必要であると認識をいたしております。

この税につきましては、市民の皆様の一定の賛意は得られておりますけれども、議会に「みらい基金創設特別委員会」が設置されておりますので、議員の皆様を初め、関係機関あるいは関係者との議論の推移を見きわめながら慎重に判断をしてまいりたいと、このように思っております。

第2点の子育て環境の整備と高齢者・障害者の福祉の充実についてでございます。

まず、子育て支援環境の整備についてでございます。

少子化の進行は、社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるとの認識のもと、少子化の流れを変えるため、次世代育成支援対策といたしまして、安心して子供を産み、育てることが出来る環境整備が求められております。このために、私は「待機児童ゼロ作戦の推進」の実現策といたしまして、市立南保育所の定員数につきまして、現行の60人から90人に定員拡充を図ります。

また、乳幼児医療の向上と福祉の増進を図るために実施しております乳幼児医療費の助成につきましても、現在通院の対象を4歳未満といたしておりますけれども、本年の10月から5歳未満まで拡大し、子育て支援を推進してまいります。なお、さらなる拡大につきましても、県の状況を見ながら検討していきたいと、このように考えております。

あわせて、佐野土地地区画整理事業、通古賀、吉松東地区の新市街地整備等によります児童数の増に対応いたしますために、水城西学童保育所を増設いたしますとともに、次世代育成支援対策行動計画、いわゆる「にこにこプラン」後期計画策定に向けまして、ニーズ調査に着手してまいります。

次に、高齢者福祉の充実についてでございます。

本市の高齢化率は、平成20年1月末に19.7%となっております。超高齢社会が目前に控える中、高齢者がいつまでも元気で暮らしていただくため、その知識と経験を地域社会に役立て、



高齢社会を明るく、活気ある、安心できるものとする施策が求められております。このようなことから、高齢者の生きがいがいづくりでありますとか介護予防、またひとり暮らし高齢者への施策、高齢者虐待防止への施策など、それぞれの状況に応じた適正な事業によりまして、高齢者が安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進したいと思っております。

実施に当たりましては、高齢者の相談窓口とケアの中核をなします2カ所の地域包括支援センターを初め、社会福祉協議会、民生・児童委員や福祉委員など関係団体との連携によりまして、「真の高齢者福祉の充実」に努めていきたいと、このように考えております。

また、成年後見制度につきましては、社会福祉協議会と共同で弁護士の相談会を実施するなどして、さらなる充実を図ってまいります。

太宰府市高齢者保健福祉計画につきましては、改定の時期を迎えますことから、第4期太宰府市介護保険事業計画、地域福祉計画、地域福祉活動計画などの各施策とのバランスも十分に考慮しながら、その策定に努めてまいります。

次に、障害者福祉の充実についてでございます。

障害を持つ方々が、住みなれた地域で社会の一員として自立した暮らしを営むための支援が求められております。このことから、障害のある方々の自立した生活と社会参加を図るため、障害者自立支援法に基づきまして、障害者のニーズに沿った障害者福祉サービスの充実にも努めてまいります。

また、障害者福祉サービスの紹介でありますとか、あるいは将来の進路相談など、障害のある方々一人一人に適した自立支援に対応するため、相談員を設置してまいりますとともに、これを契機といたしまして、多重債務に関する相談でありますとか、母子家庭の自立支援など、幅広い総合的な相談事業の展開を検討してまいりたいと思っております。

第3点の学校教育環境の充実についてでございます。

近年、子供を取り巻きます教育環境は、教育力の低下を初め、いじめあるいは地域の安全・安心の問題など様々な問題を抱えております。こうした状況にかんがみまして、国においては教育基本法や教育三法の改正がなされ、特に「地方教育行政の体制の整備、充実」でありますとか、あるいは「学校教育の充実」に努めることが求められております。

これらを踏まえまして、本市では、本年度から教育委員1人を増員し、広い観点から意見を求めます。また、指導主事につきましても1人増員をいたしまして、学校教育現場の充実を図ってまいりたいと思っております。

次に、学校支援人材バンクの構築についてでございます。

学力向上やいじめ防止など、学校教育の根幹は何よりも教師が子供と向き合う時間を十分に確保することが基本であると思っております。そこで、教育の実現に向け、市内の大学生でありますとか、地域の方々、保護者など人材として登録をしていただき、学校教育を支援する「(仮称)学校支援人材バンク」の取り組みを進めてまいりたいと思っております。

次に、子供の安全と命を守るネットワークの確立についてでございます。

子供たちが悲惨な事件でありますとか事故に巻き込まれることが後を絶たず、いじめの防止と通学路の安全確保など行政、学校、保護者、そして地域が一体となった総合的な取り組みが強く求められております。そのため、学校情報発信システムを活用いたしまして、不審者情報の提供、活用の促進を図りますとともに、保護者・地域とのさらなる連携を確立してまいりたいと思っております。

次に、安全・安心な教育環境の整備についてでございます。

平成20年度は、耐震診断結果に基づきまして、水城小学校校舎の耐震改修工事に着手しますとともに、今後も順次計画的に耐震改修が必要な学校の耐震補強への取り組みを進めてまいります。

また、佐野土地地区画整理事業、通古賀、吉松東地区の新市街地整備によりますところの児童・生徒増に対応いたしますために、水城西小学校の教室改修及び給食室の増築、学業院中学校の教室改修を実施し、教育環境の整備に努めてまいります。

第4点の「まるごと博物館（まちぐるみ歴史公園）」についてでございます。

「まるごと博物館（まちぐるみ歴史公園）」は、大宰府政庁跡、水城跡、太宰府天満宮など数多くの歴史的文化遺産や宝満山あるいは四王寺山というすばらしい自然環境を貴重な資源として生かし、市内全域が「まるごと博物館（まちぐるみ歴史公園）」と思われるようにし、「九州自然歩道」と「歴史の散歩道」を市内回遊の機軸といたしまして、市民の皆様はもとより、来訪者の方々に市内のどこでも歴史や文化、そして自然を五感で感じていただくためのまちづくりでございます。

このため、九州国立博物館の周辺地域をコアミュージアムとして、大宰府展示館や文化ふれあい館などサテライトミュージアムの機能を持たせながら、市民の皆様や来訪者の方々が、「観る」「食す」「買う」「学ぶ」「憩う」ことのできる回遊の仕掛けを随所にちりばめ、「市内をどこでも楽しみながらめぐることができる」という太宰府ならではの個性と魅力あふれるまちづくりを市民、事業者、行政の協働によって目指してまいりたいと思っております。

まず、文化財の保存と活用の一つといたしまして、平成19年度から取り組んでおります特別史跡水城跡東門周辺整備事業につきましては、いよいよ本年度完成をいたします。このことによりまして、市民の皆様の潤いと憩いの空間と魅力あふれる観光空間の創出を図るなど、さらなる回遊性の充実に努めてまいります。

あわせて、水城跡の価値を十分に引き出すことを目指しまして、保存修復のための植生調査等を行ってまいります。

次に、仮称でございますけれども、「景観まちづくり条例」についてでございます。

景観まちづくりにつきましては、豊かな自然と薫り高い歴史など太宰府ならではの地域資源を生かしまして、良好な景観の形成のみならず、人々の暮らしなどを包含いたしました「景観づくり」と、水城跡などの指定文化財から身近な石像やほこらなどを含めた太宰府固有の文化遺産を地域の物語でまとめる「太宰府市民遺産の取り組み」とあわせて、市民、事業者及

び行政との協働によりまして、景観施策を総合的に展開してまいります。

このため、意欲ある地方自治体の景観づくりに対しましては、国あるいは県からの支援措置が講じられておりますことから、まずもっては景観行政団体となる手続を進めてまいります。そして、景観まちづくりの実効性を確保する制度の構築を図るため「（仮称）景観まちづくり条例」の制定に向け着手してまいります。

次に、地域再生計画についてでございます。

九州国立博物館を核といたしました「太宰府市まるごと博物館」計画と題しました地域再生計画は、「太宰府市まるごと博物館（まちぐるみ歴史公園）」の基盤を整備するものとして、交通の円滑化、交通混雑の緩和のために道路整備でありますとか、あるいは障害者などの安全を考慮したバリアフリー化などを総合的に展開するものでございます。

平成23年度までの地域再生計画の認定をもとに、地域再生基盤強化交付金を活用する事業といたしまして、五条口・榎寺線、横枕・山ノ下線などの整備に着手してまいります。

次に、交通渋滞の緩和と「まほろば号」の路線の拡充についてでございます。

太宰府天満宮周辺の交通渋滞の緩和が喫緊の課題であります認識のもと、市全体の交通施策の指針といたしまして、平成19年度に策定をいたしております総合交通計画に基づきまして迅速に取り組み、課題解決に順次実行してまいりたいと思っております。

県事業として進められております県道筑紫野・古賀線の4車線拡幅事業と観世音寺・二日市線の延伸・拡幅事業につきましても、交通の円滑化にとりまして重要な事業でございまして、本市といたしましても地元説明会や用地協議など早期実現に向け、継続して支援していきたいと、このように考えております。

コミュニティバス「まほろば号」は、公共施設の利用、または通勤、通学や買い物、観光などの移動手段といたしまして、市民の皆様を初め、来訪者の方々にも定着しておりますことから、本年4月にダイヤ改正を行うなど、今後もより一層公共交通としてのサービス向上と効率的な運営に努めてまいります。

高雄・東観世地域を含めた新規路線につきましては、高齢社会に対応した交通手段としての観点と財政事情を考慮した合理的・効率的な事業運営の観点から、適切な交通システムを検討し、実行に向けて進めてまいります。

次に、「（仮称）JR太宰府駅」の設置についてでございます。

佐野東地区につきましては、仮称でありますけれども「JR太宰府駅」を交通の核として、交通・商業・住宅等の都市機能が集積する本市の西部拠点と位置づけておりますけれども、初めに駅ありきではなくて、地元の皆様の意向でありますとか、財政状況を総合的に勘案しつつ、周辺地域との面的整備を含めた枠組みを継続して検討をいたしまして、本年度中に見通しをつけたいと、このように考えております。

第5点の市民が参画できる市政運営についてでございます。

地方自治体に自主自立の運営を求める地方分権型社会への変革が進行する中、地方自治体の

経営は行政主導から地方自治の主役でございます市民との協働のまちづくりへと抜本的な改革が求められております。

まず、各種審議会委員の女性の登用率30%についてでございます。

各種審議会につきましては、政策や方針などの意思形成の場への女性の参画を積極的に図る観点から、女性の登用率30%の実現に向けまして、継続して取り組んでまいりたいと思っております。

次に、「福祉でまちづくり」と「地域コミュニティづくり」とが連動した協働のまちづくりについてでございます。

クリーンデーでの清掃美化活動でありますとか、あるいは地域の祭り、あるいは体育の日の行事開催など地域住民の皆様方が主体となった活動が定着をしております。

また、昨年の12月には九州国立博物館へのエントランスとして整備いたしました「国博通り」が国土交通大臣表彰であります「手づくり郷土賞」を受賞いたしましたけれども、これも地域の意見を反映した整備を行い、地元有志によります清掃活動が行われておりますことなど、計画段階から維持管理に至るまでの市民との協働が評価されたものでございます。

このような実践を「福祉でまちづくり」と「地域コミュニティづくり」の連携によって積み重ね、市民、ボランティア、NPO、学校、事業者など多様な主体と行政が協働し、地域でお互いを支え合い、住みなれた地域で元気に暮らすことができる豊かな地域社会を目指した取り組みを進めてまいります。

本年1月から私自身が市民の皆様と、ともに考え語り合う場として「市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会」を開始いたしました。各行政区にお伺いをいたしまして、協働のまちづくりをテーマとして、また地域の課題や提言につきまして懇談をし、協働のまちづくりの推進や市政運営への反映に努めてまいりたいと思っております。

また、地域コミュニティ協議会の準備会が設置され、防犯部会の活動が実施されております太宰府南小学校区、太宰府西小学校区、水城西小学校区に続き、全市的な取り組みとなりますよう地域コミュニティづくりを進めてまいりたいと思っております。

そして、このような実践を積み重ねつつ、市民と行政が連携する仕組みづくりや場づくりのため、「市民との協働のまちづくり」の制度を検討してまいりたいと思っております。

次に、総合計画に定めました5つの柱をご説明申し上げます。

第1の施策「人を大切に豊かな心をはぐくむまちづくり」からであります。

まず、人権尊重のまちづくりについてでございます。

人権は、人間の尊厳に基づき、各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人として生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことができない権利でございます。このため、関係機関でありますとか、あるいは関係団体と連携を図りながら、今後の人権施策を総合的かつ計画的に推進しますために、仮称ではございますけれども、「人権尊重のまちづくり推進基本指針」の策定に向けまして、人権尊重のまちづくり

の推進審議会を設置し、取り組みを継続してまいりたいと思っております。

次に、生涯学習社会の創造についてでございます。

生涯学習につきましては、関係機関や関係団体、指定管理者とも連携し、開館10周年を迎えますいきいき情報センターなど、公共施設の事業展開によります学習機会の充実を図ってまいります。

また、地域資源でもあります大学や短期大学と連携をいたしましたキャンパスネットワーク事業の実施など、文教都市ならではの生涯学習を進めてまいります。

第2の施策「健やかで安心して暮らせるまちづくり」についてでございます。

まず、健康づくりと保健予防についてでございます。

保健センターを市民の皆様の健康づくりの拠点として、健康診査、健康相談、健康教育など市民の皆様の各種ニーズに応じ、保健・福祉・医療とが一体となって引き続き展開してまいります。

次に、社会保障制度についてでございます。

高齢者の医療費が増大している中、医療保険を支える現役世代の人口は減りつつあり、その負担が増え続けております。このため、国におきましては社会保障制度の見直しが行われ、本年4月1日から75歳以上の高齢者を対象といたします後期高齢者医療制度が開始されることとなりました。

財政運営や給付など後期高齢者医療制度の運営につきましては、新たに誕生する都道府県単位の広域連合が担い、申請や届出の受け付けなど窓口業務を市町村で行うこととなりますので、円滑な制度移行となりますよう配慮してまいります。

国民健康保険制度につきましては、市民の皆様の健康で活力に満ちた暮らしを、安心な医療制度を通じて確保する取り組みを進めますとともに、財政基盤の強化を含めまして、医療保険制度の一元化など抜本的な改革に関係機関を通じ、要望してまいります。

しかし、国民健康保険財政は高齢化などによります医療費の増加でありますとか、低迷する経済の影響を受けまして、大変厳しい運営を強いられております。

医療分の税額につきましては、平成10年度に国民健康保険税の税率を改定して以来、担当部署の連携によります収納率の向上でありますとか、あるいはレセプトの点検、保健事業の展開によりますところの医療費の削減などに努めるなど、国民健康保険税の増税を避けるべく努力してまいりましたけれども、平成18年度の決算では、国民健康保険事業特別会計財政調整基金の繰り入れを約8,400万円行いまして、約1,200万円の赤字となりまして、基金残高も12万円余りとなっております。

今回の医療制度の改革により、国民健康保険税はこれまでも医療保険分と介護保険分の二本立てから、後期高齢者支援金等分を別に算定した三本立ての内容に変更されることになりましたことから、今後とも市民の皆様の安心と健康を守る基盤でございます国民健康保険制度の安定運営を図り、制度を維持しますために、今回の制度改正に合わせまして、やむを得ず税率を

改定させていただきたいと考えております。

また、医療保険者といたしまして、本年4月から医療保険者に義務づけられております生活習慣病に着目いたしました特定健診・特定保健指導を実施し、今後ともなお一層の医療費の抑制と財政の安定を図ってまいります。

介護保険制度につきましては、第3期太宰府市介護保険事業計画に基づきまして、介護予防を重視しつつ、高齢者に係る施策でありますとか事業を総合的に展開いたしますとともに、事業の円滑な運営に努めてまいります。また、計画の見直し時期を迎えます第4期太宰府市介護保険事業計画の策定を行ってまいります。

次に、安全なまちづくりについてでございます。

防災、防犯は、市民の皆様のかけがえのない生命、財産にかかわる極めて重要な課題でございます。

防災につきましては、豪雨や地震災害の経験を忘れることなく、人命の安全確保など被害の拡大防止に適切な対応を行うため、避難所の確保、災害時の迅速な情報の伝達など、地域防災計画の点検、見直しを行いつつ、安全で安心して暮らせる生活の確保に努めてまいります。

また、平成19年度に運用を開始いたしました「太宰府コミュニティ無線」につきましても、防災情報はもとより、市民生活の安全安心のための情報提供など、その有効活用を促進してまいります。

防犯につきましては、防犯パトロールや子供の見守り活動など、様々な地域活動の成果によりまして、筑紫地区の犯罪発生件数は減少傾向にありますけれども、県下の地域別では比較いたしますと多いという現状でございます。このため、筑紫野警察署管内におきまして、昨年9月から第2・第4金曜日を「一斉街頭活動の日」と銘打ちまして、筑紫地区が一体となった取り組みを展開しておりますところでございます。

本市におきましても、市民の皆様の安全で安心な生活を確保するために、関係機関あるいは関係団体、地域と連携しながら、太宰府市安全・安心のまちづくり連絡会議を設置いたしまして、市民意識の高揚でありますとか、自主的な安全活動への取り組みを積極的に推進してまいります。

第3の施策「自然と環境を大切にすまちづくり」についてでございます。

まず、緑の保全と創造についてでございます。

史跡地や公園などは、美しい景観、潤いと安らぎの場、災害時の避難所としての機能など、快適で安全に暮らしていくための重要な要素でもございます。このようなことから、市東地域の地区公園といたしまして高雄公園の整備を予定しておりますが、整備内容につきましては、地域の皆様のご意見をいただきながら整備してまいります。

次に、生活環境の向上についてでございます。

ごみの適正な処理は、市民生活に直結した極めて重要な課題でございます。そのため、本年度も引き続きまして、一般廃棄物処理基本計画に基づきまして、福岡都市圏南部4市1町で構

成いたします広域行政での適正処理を進めつつ、ごみの減量、分別の徹底、あるいはリサイクルの促進など、一層努めてまいりたいと思っております。

火葬場につきましては、広域行政や財政の健全化の観点から、筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合への加入が適切であると総合的に判断をいたしております。このため関係機関、関係団体と協議を継続し、早急に結論を得てまいりたいと考えております。

第4の施策「快適で魅力あるまちづくり」についてでございます。

まず、都市計画の見直しについてでございます。

都市計画の決定以降、事業が未着手となっております都市計画道路につきましては、県の検証方針のもと、地域住民の皆様のご理解とご協力をいただきながら見直しを進めてまいります。

また、市街化区域におきます都市の活力増進の観点から、将来都市像との整合を図りながら、西鉄二日市駅周辺のまちづくりの動向も視野に入れ、未利用地等の定住化促進でありますとか、あるいは用途地域等の検証を行ってまいりたいと考えております。

次に、土地区画整理事業等によります新市街地の形成についてでございます。

通古賀・吉松東地区につきましては、組合施行によります区画整理事業により、良好な住環境が整備されました。各地区内には住宅が建ち並びつつあり、佐野土地区画整理事業完了によります商業、住宅の集積でも実感されますように、今後新たな本市の活力として期待されるものでございます。

通古賀地区都市再生整備計画のもと、本年度はこの事業の完了を目指しまして、御笠川沿線の散策路整備でありますとか、洗出交差点に隣接いたします西日本鉄道下大利12号踏切の改良を進めてまいります。

次に、上下水道についてでございます。

水道事業につきましては、本年度も引き続き福岡都市圏におけます取り組みと緊密に連携を図りながら、安全で良質な水の安定供給に努めてまいります。

下水道につきましては、北谷地区の整備事業を本格的に実施してまいります。

次に、観光基盤の整備についてでございます。

平成17年10月の九州国立博物館開館以来、来館者数は予想以上に増加し、本年1月末には427万人を超え、太宰府天満宮の参道を初め、周辺地域のにぎわいも年間を通して豊かなものとなっております。観光の振興及び観光を軸とした地域産業の活性化に向けまして、歴史的文化遺産を初め、この九州国立博物館を資源ととらえまして、情報を発信してまいりますとともに、来訪者の方々が市内全域を回遊していただく魅力づくりにつきましても検討してまいります。

第5の施策「文化の香り高いまちづくり」についてでございます。

歴史と国立博物館を生かしたまちづくりにつきまして、地域の歴史や伝統文化を学ぶなど、太宰府の価値・地域の魅力を再発見する「太宰府発見塾」講座の開催も4年目を迎えますこと

から、県の「個性ある地域づくり推進事業制度」を活用しながら、市民の皆様がまちづくり活動に参画できる機会の提供など、さらなる事業の充実に努めてまいりたいと思っております。

また、九州国立博物館の開館を契機に、本市ならではの自然、歴史・文化、観光、産業など地域資源に新たな価値を付加し、太宰府というブランドをさらに高めるために、観光協会あるいは商工会、太宰府天満宮、そして本市とで構成する「太宰府ブランド創造協議会」を設置いたしております。本年度も同協議会におきまして、門前町一帯が「光」に包まれる光のイベントとして、第3回目になります「太宰府古都の光」開催いたします。

市域面積の約15%に当たります453haの史跡地公有化事業につきましては、今年度末には50.1%の公有化率を目指してまいります。

さらに、本年5月には文化財保存修復学会、第30回記念大会が中央公民館及び九州国立博物館を会場として開催され、多くの研究者が集われる運びとなっております。これも本市の長い歴史の中ではぐくまれ、守り伝えられてきた貴重な財産でございます文化遺産と九州国立博物館がもたらしたものでございます。実行委員会が組織されておりますので、歴史と国立博物館を生かしたまちづくりといたしまして、市民参加によります運営も含めて支援をしてまいります。

以上、平成20年度の市政運営に臨みます私の所信の一端並びに主要施策と事業の概要について、ご説明をさせていただきました。

今後は、さらなる地方分権が進展し、地方自治体は自己決定、自己責任のもと、地域の特性を生かした自主的な行政運営が求められ、まさに地方自治体の力量が問われることになっております。

このような中で、「歴史とみどり豊かな文化のまち」の太宰府の実現に向けまして、「まちづくりに“仁”のぬくもりを」持ち、「市民との協働のまちづくり」を進めていくことを基本といたしまして、市民の皆様と手を携え、常に改革、改善、発展、確かな前進の考え方のもと、市民の皆様が住んでよかった、住み続けたいと実感できるまちづくりを進めてまいります。

市民の皆様と議員各位のさらなるご支援とご協力をお願い申し上げまして、私の施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 以上で「施政方針」を終わります。

ここで11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時10分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて



○議長（不老光幸議員） 日程第5、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 先ほど述べさせていただきました施政方針に続きまして、3月定例会議会初日にご提案をいたします案件につきましてご説明を申し上げます。

さて、本日もご提案を申し上げます案件は、諮問1件、専決処分の承認を求めるもの2件、人事案件3件、財産の取得1件、字の区域の変更1件、市道路線の認定1件、その他1件、事務委託に関する協議1件、条例の制定2件、条例の一部改正14件、条例の廃止1件、補正予算6件、新年度予算8件、合わせまして42件の議案のご審議をお願い申し上げる次第でございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明を申し上げます。

現任中の山本浩美氏が、平成20年6月30日をもって任期満了となりますので、再び山本氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるため、ご提案を申し上げます。

山本氏は、平成17年7月から1期3年間務められ、人権の諸問題解決や啓発活動に積極的に努めてこられました。本市の人権擁護委員として、山本氏は十分任務を果たせる方であると確信をいたしております。

略歴等を添付いたしておりますので、ご参照の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は2月29日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6と日程第7を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第6、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成19年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号）」及び日程第7、議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算（専決第1号）」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第6と日程第7を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第1号及び議案第2号について一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成19年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号））」についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、水城橋橋台が流水の変化等によりまして損傷したため、緊急に対処する必要が生じたので、水城橋改良工事費を平成20年1月29日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

なお、財源につきましては、財政調整資金を充てておりますけれども、翌年度に大野城市から工事費の2分の1の負担金が支払われることになっております。

次に、議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算（専決第1号））」についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算の専決につきましては、高金利対策借換債に係ります補正でございます。

借りかえの対象となります企業債は、公営企業金融公庫債で年利7.4%であり、昭和57年度に借り入れました下水道事業債1件が対象となっております。

借りかえの内容といたしましては、流域下水道事業債730万円、未償還残高114万9,000円のうち110万円を借りかえるものでございます。

専決処分とした理由につきましては、借りかえの際、申込日が平成20年1月31日に指定されましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成20年1月25日付で専決処分をさせていただいております。よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は2月29日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8から日程第10まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第8、議案第3号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」から日程第10、議案第5号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第8から日程第10までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第3号から議案第5号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第3号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明を申し上げます。

現委員であります神野浩一氏の任期が平成20年3月25日をもちまして満了となりますので、再び神野氏を選任いたしたく地方税法第423条第3項の規定によりご提案を申し上げます。

神野氏は、前委員の退任を受け、平成17年3月26日より3年間委員を務められております。平成9年1月より司法書士事務所を開業され、不動産登記等の業務に携われ、豊富な知識と実績とを持たれた方でございます。今後も固定資産評価審査委員会委員として十分任務を遂行される方だと確信をいたしております。

略歴等をご参照の上、ご同意いただきますようお願いを申し上げます。

次に、議案第4号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明を申し上げます。

筑紫公平委員会は、筑紫地区4市1町と8つの一部事務組合において共同で設置しているものでございますが、委員3名につきましては、関係市町の持ち回りにより候補者を推薦することといたしております。

このたび大野城市の推薦で現任の山田浩氏が一身上の都合により昨年12月25日付で辞任されたことに伴い、その補欠委員といたしまして尾木信芳氏の推薦がありましたので、筑紫公平委員会設置規約第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

尾木信芳氏は、昭和17年10月2日生まれの65歳で、現在春日市に居住をされております。37年もの長きにわたり奉職されました福岡県を退職後、翌年の平成15年には、一度筑紫公平委員会の委員に就任され、1期4年間の任期を終えられております。これまでの業務経験等から、公平委員として適任であると考えておりますので、経歴書をご参照の上、よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第5号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明を申し上げます。

このたび那珂川町推薦の江副範子氏が本年3月31日付をもって任期満了となることに伴い、次の推薦団体であります太宰府市から中尾正氏を選任いたしたく、筑紫公平委員会設置規約第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

中尾正氏は、昭和16年7月26日生まれの66歳で、太宰府市青葉台二丁目に居住されております。昭和39年から36年もの長きにわたり福岡県に奉職されておりますが、監査の業務あるいは管理職員としての経験も豊富なことから、公平委員として適任であると考えております。

経歴書をご参照の上、よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は2月29日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11から日程第14まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第11、議案第6号「財産の取得（史跡地）について」から日程第14、議案第9号「住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について」までを一括議題にしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第11から日程第14までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第6号から議案第9号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第6号「財産の取得（史跡地）について」ご説明を申し上げます。

本案は、史跡指定地の土地取得に関する案件でございます。この史跡地取得につきまして、皆様のご理解とご協力により着実に進んでいるところであり、深く感謝を申し上げる次第でございます。

本年度買い上げをいたします土地につきましては29筆、面積6万4,804.69㎡、買い上げ金額5億1,660万8,070円でございます。

詳細につきましては、土地買い上げ一覧表をご参照いただきたいと思います。

次に、議案第7号「字の区域の変更について」ご説明を申し上げます。

本案件は、現在進行中の太宰府市通古賀土地区画整理事業に関するものであります。当該区画整理事業により、従来の行政区画の一つでございます字界が原形をとどめなくなったために、この区域の大字、小字を変更する必要性が生じたことから、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第8号「市道路線の認定について」ご説明を申し上げます。

今回認定を提案いたしております田中7号線、田中8号線、三浦7号線につきましては、開発により帰属を受けた路線であります。また、六反田道川久保線ほか3路線につきましては、既に路線整備がなされている路線を認定するものでございます。それぞれ道路法第8条第1項の規定に基づき、認定を行うものでございます。

次に、議案第9号「住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について」ご説明を申し上げます。

本議案は、住居表示を実施するに当たり、住居表示に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

今回実施する予定の区域は、吉松区、向佐野区、それぞれの一部でございます。

住居表示の方法につきましては、太宰府市住居表示実施基準要綱第2条に基づき、街区方式といたします。

実施区域を決めるに当たりましては、昨年住居表示を実施いたしました区域の境界、恒久的な施設であります高速道路、県道福岡・筑紫野線と大野城市との境界で区分したものでございます。

また、太宰府市住居表示審議会に諮問した結果、原案どおり実施すべきとの答申を得ましたので、ご提案をするものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は2月29日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第15 議案第10号 太宰府市と筑紫野市との間の学齢児童・生徒の教育事務委託に関する規約の全部を改正する規約の制定について**

○議長（不老光幸議員） 日程第15、議案第10号「太宰府市と筑紫野市との間の学齢児童・生徒の教育事務委託に関する規約の全部を改正する規約の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第10号「太宰府市と筑紫野市との間の学齢児童・生徒の教育事務委託に関する規約の全部を改正する規約の制定について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の改正及び教育事務委託を行う対象地区の名称変更並びに筑紫野市との規定内容を統一するため、教育事務委託に関する規約を全部改正することを筑紫野市と協議することについて、地方自治法第252条の14第3項の規定において準用する同法第252条の2第3項本文の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は2月29日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第16 議案第11号 太宰府市教育委員会委員定数条例の制定について**

○議長（不老光幸議員） 日程第16、議案第11号「太宰府市教育委員会委員定数条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第11号「太宰府市教育委員会委員定数条例の制定について」ご説明を申

し上げます。

現在の委員の定数につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条の規定により5人としているところですが、昨年の6月にこの法律が改正され、本年4月1日から6人以上の委員をもって組織することができることとなったこと、さらに委員のうち少なくとも1人の保護者を含めることが義務づけられたことに伴いまして、定数1人を増加し6人とするため、新たに条例を制定するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時29分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17から日程第32まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第17、議案第12号「太宰府市後期高齢者医療に関する条例の制定について」から日程第32、議案第27号「太宰府市同和対策審議会条例を廃止する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第17から日程第32までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第12号から議案第27号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第12号「太宰府市後期高齢者医療に関する条例の制定について」ご説明を申し上げます。

この条例は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、平成20年4月1日より施行される後期高齢者医療制度に関して、市の事務を定めるものであります。

次に、議案第13号「太宰府市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正の内容といたしましては、外国への出張の場合について支給することとしております支度料を廃止するものでございます。

この支度料は、外国旅費に特有の旅費として、国家公務員等の例に準じて出張1回につき3万円、日数が7日以内の場合はその半額を支給するものでございますが、福岡県においては、本年1月から、海外出張も一般化してきており、一律に支給することは実態にそぐわない面も生じてきたとして廃止したこと受け、本市におきましても、社会情勢の変化等にかんがみまして、同様の取り扱いとするものでございます。

次に、議案第14号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第15号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」は関連がありますので一括してご説明を申し上げます。

本市における厳しい財政状況を受けまして、昨年7月から市長、副市長、教育長の給料を減額しているところでございますが、その期間につきまして、さらに1年間延長を行うものでございます。

今後なお一層財政の健全化に向け、全力で取り組んでまいりたいと思っております。

次に、議案第16号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」のご説明を申し上げます。

今回の改正の内容といたしましては、これまで1日につき15分としておりました休息時間を、国家公務員の例に準じ、本年4月1日から廃止するものでございます。これによりまして、昼休み時間は12時15分から13時までの45分となります。

次に、議案第17号「太宰府市各種学校等奨学金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

平成19年6月に学校教育法が改正されたことにより、法の条項の移動に合わせて、条例中に引用されております学校教育法の条項を改めるものでございます。

次に、議案第18号「太宰府市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について」ご説

明を申し上げます。

太宰府市スポーツ振興審議会条例について、国の法改正に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第19号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

国民健康保険税は、医療費等の支払いに充てる医療保険分と介護保険第2号被保険者の介護納付金に充てる介護保険料の二本立てで徴収をいたしておりますけれども、国民健康保険法と地方税法の改正に伴いまして、本年4月から後期高齢者医療制度が創設をされまして、後期高齢者支援金等分を含めた三本立てとなります。

今回の改正点につきましては、医療分と介護分課税税率の改正と世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主の方について、平成20年10月より年金から特別徴収の方法によって国民健康保険税の徴収を行うものでございます。

なお、施行日につきましては、平成20年4月1日からといたしております。

次に、議案第20号「太宰府市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

学校教育法に規定する専修学校の定義条項が法改正によりまして第82条の2から第124条へ移行されたことに伴い、条文の整理をするため、条例の一部改正をするものでございます。

次に、議案第21号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の主な改正点につきましては、平成20年4月からの医療制度改革によりまして、効果的に生活習慣病を予防し、医療費の適正化を推進するため、40歳から74歳までの人への特定健康診査、特定保健指導の実施が各医療保険者に義務化されたことに伴い、国民健康保険法が改正され、国民健康保険で行う保健事業の見直しが行われますことから、条例の改正を行うものでございます。

なお、施行日につきましては、平成20年4月1日からといたしております。

次に、議案第22号「太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条文の整備をいたすものでございます。

次に、議案第23号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴う条文の整備をいたすものでございます。

次に、議案第24号「太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について」ご説明を申



上げます。

保育所入所待機児童の解消に向け、南保育所の定員を改正することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第25号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

介護保険料激変緩和措置を平成20年度も引き続き実施することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第26号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会の設置を行うための条例の一部改正でございます。

太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会につきましては、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律及び太宰府市人権都市宣言に関する条例に基づき、市民一人一人の人権が尊重される社会の実現に向け、様々な人権問題における本市の人権施策について総合的かつ計画的な推進に関し、調査、審議を行う附属機関として設置するものでございます。

次に、議案第27号「太宰府市同和対策審議会条例を廃止する条例について」ご説明を申し上げます。

本条例は、これまで同和対策審議会の取り組みや成果をさらにあらゆる人権問題の差別解消に向けた施策の審議を行う審議会へと引き継いでいく必要があることから、人権尊重のまちづくり推進審議会の設置に伴い、同和対策審議会を廃止するものであります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は2月29日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第33から日程第38まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第33、議案第28号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」から日程第38、議案第33号「平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第33から日程第38までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第28号から議案第33号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第28号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出にそれぞれ2億6,613万9,000円を追加し、予算総額を200億485万1,000円をお願いをするものでございます。

主な内容といたしましては、各基金の運用利子及び佐野土地区画整理事業保留地処分金・清算徴収金による基金積立金、事業費等の確定により過不足が生じた国・県の精算交付金返還金、不足が生じた助産施設入所措置費、私立保育所運営委託料、国民健康保険事業及び介護保険事業特別会計への繰出金、減額調整しました下水道事業会計補助金負担金、その他佐野土地区画整理事業の終息に伴い、基金による公債費への充当などを追加計上させていただいております。

また、地域再生基盤強化事業、水城橋改良事業など繰越明許費の追加6件、人事給与システム賃借料など債務負担の追加3件を補正させていただいております。

次に、議案第29号「平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算にそれぞれ1億447万2,000円を追加し、予算総額を65億1,888万5,000円をお願いをするものでございます。

歳出につきましては、保険給付費における一般被保険者療養給付費の増額が主なものでございまして、歳入につきましては、その医療費の増に伴います国庫負担金の増額補正を行うものでございます。

次に、議案第30号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ315万4,000円を追加し、予算総額を34億37万5,000円をお願いをするものでございます。

歳出の主な内容といたしましては、介護保険制度改正に伴います介護保険システムの改修委託料の増と介護給付費支払準備基金積立金によるものでございます。

歳入の内容といたしましては、一般会計から繰入金と国からの補助金、それと介護保険給付支払準備基金利子でございます。

次に、議案第31号「平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、現在までの歳入歳出と今後の収支見込みを考慮いたしまして、歳入歳出14万2,000円を増額して、予算総額を873万3,000円をお願いするものでございます。

歳入の内容といたしましては、住宅新築資金等公債償還積立金の運用収入の増により、14万2,000円を増額するものでございます。

歳出につきましては、歳入の増額分を同積立金に計上をいたしております。

次に、議案第32号「平成19年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収支におきまして収入を2,000万円増の総額12億6,743万1,000円とし、支出を723万8,000円減の総額11億8,690万5,000円とするものでございます。

資本的収支につきましては、収入を3,461万8,000円減の総額1億1,262万8,000円とし、支出を3,195万2,000円減の総額5億5,728万7,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、決算見込み額の精査を行い、予算額の調整をさせていただいているものでございまして、その主な内容は、収益的収入におきまして、併任職員人件費負担金の追加、加入負担金の増額、支出におきましては、営業費用の委託料及び修繕費等を減額するものでございます。

次に、資本的収入におきまして、企業債の減額、支出におきましては、契約額の確定に伴い、委託料、工事請負費等を減額するものでございます。

次に、議案第33号「平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収支におきましては、収入を5,579万2,000円減の総額16億3,685万5,000円とし、支出を850万3,000円減の総額16億3,468万4,000円とするものでございます。

資本的収支におきましては、収入を3億5,253万円増の総額15億4,649万4,000円とし、支出を5億318万4,000円増の総額21億3,165万5,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、決算見込み額の精査を行い、予算額の調整をさせていただいておりますものと、一般会計繰入金の前減調整並びに企業債償還金について公的資金補償金免除対象分の繰上償還費用及び借換債収入を追加計上いたしております。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は2月29日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第39から日程第46まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第39、議案第34号「平成20年度太宰府市一般会計予算について」から日程第46、議案第41号「平成20年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第39から日程第46までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第34号から議案第41号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第34号「平成20年度太宰府市一般会計予算について」ご説明を申し上げます。

ご承知のとおり、我が国の経済情勢はバブル経済崩壊後の長い低迷から脱却し、このところ一部に弱さが見られるものの、全体的には景気回復の基調にあります。しかしながら、地域間の格差が顕著化し、本市のような地方都市におきましては、十分な波及が見えない状況でございまして、依然として厳しい経済環境であると言えます。

平成20年度の歳入におきましても、歳入の根幹でございまして市税収入が低迷し、一般財源収入の減少が続くと予想をされまして、昨年に引き続きまして厳しい財政運営に迫られているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、平成20年度の予算編成に当たりましては、施政方針でも述べましたように、マニフェストを掲げました項目の早期実現及び本市のまちづくりの指針でもございます第四次総合計画に掲げております各種施策、事業を総合的に、効果的に推進するために、経営会議におきまして施策別枠配分をもとに、経費について精査を行いまして、限られた財源の重点配分と、これまで以上に効率的、効果的な事務事業の推進に努めますことを前提に、継続事業を見直し、新規事業を極力抑制したほか、内部経費の削減でありますとか、職員退職不補充などの人件費の削減、市債発行額を20億円以下に制限することなど、経費全般につきまして徹底的な節減合理化を図り、限られた財源の有効配分に努めたところでございます。

その結果、平成20年度の一般会計予算総額は182億299万3,000円となり、実質的な当初予算であります平成19年6月補正後の予算と比較をいたしますと、5億5,194万3,000円減に、率にいたしますと2.9%減の予算となっております。

別に配付いたしております予算説明資料をご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第35号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」ご説明を申し上げます。

平成18年度の医療保険制度の改革に伴い、平成20年4月からは後期高齢者医療制度及び後期高齢者の財政調整制度の創設等、予算編成上も大幅な改正を行っております。

主な改正点につきましては、これまでの老人保健該当者の方が後期高齢者医療制度へと移行されること、また国民健康保険税条例の一部改正条例でご提案させていただいておりますけれども、国民健康保険税がこれまでの医療保険分と介護保険分の二本立てから、医療分を医療分と平成20年度から始まります後期高齢者医療制度への支援金等分に分けた三本立てになること、退職者医療制度は基本的には廃止され、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費に対しまず各医療保険者間の財政調整制度が創設をされまして、さらには各医療保険者に生活習慣病の予防に着目した特定健康診査、特定保健指導が義務化をされまして、その費用を国民健康保険

会計で計上させていただいておりますことが主な内容でございます。

国民健康保険財政につきましては、平成18年度赤字決算となりましたが、平成19年度におきましても、財政状況はさらに厳しさを増しておりますことから、今回の国民健康保険税の三本立ても含めまして、税率の改正を提案させていただいております。

このような状況の中、平成20年度の予算につきましては、歳入歳出予算総額62億2,854万6,000円で、対前年比で2.18%の減となっておりますけれども、医療費等の見込み額につきましては、過去の実績でありますとか、あるいは最近の医療費の動向等を考慮し、また国県負担金等の収入の確保、医療費の適正化、特定健康診査を初めといたします保健事業の推進などによりまして、より一層の運営努力を図りながら、関係機関に対しまして医療制度の安定運営に向けまして、引き続き要望をしまいたいと、このように思っております。

次に、議案第36号「平成20年度太宰府市老人保健特別会計予算について」ご説明を申し上げます。

平成20年度歳入歳出予算総額は5億1,040万4,000円、対前年度当初予算比91.4%の減で、主に3月分医療費に対します予算となっております。

老人保健は4月1日より後期高齢者医療制度へ移行をいたしますので、老人保健特別会計は今後3年間をもちまして精算してまいります。

次に、議案第37号「平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明を申し上げます。

太宰府市後期高齢者医療特別会計は、高齢者の医療の確保に関する法律第49条の規定に基づき、新設するものでございます。

平成20年度の歳入歳出予算総額は、7億8,228万4,000円を計上いたしております。

歳入といたしましては、主に1款保険料の6億5,458万円と3款繰入金1億2,769万7,000円があります。

歳出といたしましては、主に1款1項2目広域連合負担金の7億6,083万8,000円です。これは、保険者であります広域連合へ収納した保険料及び事務運営費として支出するものでございます。

次に、議案第38号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」ご説明を申し上げます。

介護保険事業は施行後7年を経過いたしまして、人口の高齢化及び制度の浸透に伴い、介護保険サービス利用者も年々増えておるところでございます。平成20年度には第3期介護保険事業計画の最終年に当たりまして、平成21年度から平成23年度までの3カ年の介護サービス利用料と保険料を定めるための第4期事業計画の策定に取りかかります。

平成20年度の歳入歳出予算につきましては、総額34億1,561万6,000円、対前年度比2.8%増となっております。今後も介護保険制度の利用者の自立支援はもとより、介護予防の新たな視点から介護保険事業の円滑な運営に努めてまいりたいと思っております。

次に、議案第39号「平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」ご説明を申し上げます。

平成20年度の歳入歳出予算につきましては、総額792万8,000円で、前年比7.7%の減となっております。

予算額が減額となりましたのは、歳出におけますところの公債費の償還が8.3%減少したことに伴い、歳入の住宅新築資金等補助金が49万円、基金からの繰入金を29万2,000円、償還金を3,000円減額したことが主な理由でございます。

なお、貸付償還の向上につきましては、夜間の家庭訪問等を行い、償還の促進と滞納者対策を図ってまいります。

次に、議案第40号「平成20年度太宰府市水道事業会計予算について」ご説明を申し上げます。

初めに、業務の予定量は、給水戸数2万1,979戸、年間総給水量506万3,645<sup>m</sup>を予定いたしております。また、主要な建設改良事業といたしまして、配水管新設工事900m、布設替工事245m等を予定いたしております。

次に、収益的収入及び支出についてでございますけれども、収入を前年度比で2%減の総額12億2,210万1,000円とし、支出を前年度比2.2%減の総額11億6,753万8,000円といたしております。

なお、収益的収入につきましては、水道使用料は前年度比1.5%増の10億8,211万8,000円を見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出でございますけれども、収入を前年度比で247.7%増の総額5億1,195万3,000円とし、支出を前年度比81%増の総額9億2,271万9,000円といたしております。

資本的収入の大幅な増額につきましては、平成18年度に購入をいたしました国債が満期を迎えることによります固定資産売却代金を計上することによるもので、支出におきましても、有価証券への投資を行うことによりまして増額となっております。

なお、資本的収支において不足いたします額につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補てんすることといたしております。

次に、議案第41号「平成20年度太宰府市下水道事業会計予算について」ご説明を申し上げます。

初めに、業務の予定量は、排水戸数2万6,027戸、年間総排水量722万8,095<sup>m</sup>を予定しております。また、主要な建設改良事業といたしまして北谷汚水幹線及び五条・貝出雨水幹線等を整備する予定といたしております。

次に、収益的収入及び支出でございますけれども、収入を前年度比2.4%減の総額16億5,249万8,000円といたしまして、支出を前年度比4.7%減の総額15億6,735万3,000円といたしております。

収益的収入の減額につきましては、下水道使用料は前年度比1.1%増の11億8,459万2,000円

を見込んでおりますけれども、一般会計補助金の繰入額の減少に伴い、総額が減少をいたしたものでございます。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入を前年度比209.4%増の総額29億5,562万円とし、支出を前年度比155.5%増の総額35億2,123万5,000円といたしております。

資本的収入及び支出の増加につきましては、公的資金補償金免除対象企業債の繰上償還を行うことにより、借りかえが生じるためのものでございます。

なお、資本的収支において不足する額につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金で補てんすることといたしております。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第39から日程第46までの平成20年度各会計予算につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第39から日程第46までは議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

お諮りします。

予算特別委員会の正・副委員長を慣例によって決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会の委員長は、総務文教常任委員長の清水章一議員、副委員長は、各常任委員会副委員長の輪番制で、今回は環境厚生常任委員会副委員長の安部陽議員とすることに決定しました。

ここで予算特別委員会日程等について委員長の説明を求めます。

予算特別委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 予算特別委員会の日程等についてご報告をさせていただきます。

予算特別委員会の初日は、本日の本会議散会後に一般会計及び各特別会計並びに各企業会計について各予算の概要の説明を受けます。2日目は3月13日木曜日午前10時から、3日目は3月17日月曜日午前10時からそれぞれ開会をいたします。

なお、予備日として3月18日火曜日午後1時を予定しています。

また、各委員からの資料要求は、あらかじめ配付しております資料要求書により2月28日木曜日午後1時までに事務局に提出をお願いします。

なお、資料の要求につきましては、必要最小限にとどめていただきますようお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は2月29日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午後0時06分

~~~~~ ○ ~~~~~